

第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都品川区北品川六丁目7番29号
ガーデンシティ品川御殿山 1階
会議室101・102

会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

富士石油株式会社

証券コード 5017

■決議事項

＜会社提案（第1号議案）＞
第1号議案 取締役11名選任の件

＜株主提案（第2号議案から第4号議案まで）＞
第2号議案 出光興産株式会社による戦略的
非公開化の検討委員会の設置に
関する定款の一部変更

第3号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件
第4号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の事業の概況等につき
ご報告申し上げます。

2025年6月

取締役社長

山本 重人



目次

■ 第23回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	8
＜会社提案＞	
第1号議案 取締役11名選任の件	8
＜株主提案＞	
第2号議案 出光興産株式会社による戦略的 非公開化の検討委員会の設置に 関する定款の一部変更	19
第3号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件	21
第4号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件	23
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	50
■ 監査報告	52

(証券コード 5017)
(発信日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

株 主 各 位

東京都品川区北品川六丁目7番29号
富士石油株式会社
取締役社長 山本 重人

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

当社ウェブサイト

<https://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセス後、銘柄名（富士石油）又は証券コード（5017）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
-
2. 場 所 東京都品川区北品川六丁目7番29号
ガーデンシティ品川御殿山1階 会議室101・102
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
-
3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項 1. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- <会社提案（第1号議案）>
第1号議案 取締役11名選任の件
- <株主提案（第2号議案から第4号議案まで）>
第2号議案 出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更
第3号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件
第4号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件
-

以 上

<株主様へのお願い>

- ・本株主総会の模様の一部は、後日動画配信を行う予定です。撮影にあたっては、株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
-
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、次の事項を記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
- ・事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の内容及び修正後の内容を掲載させていただきます。
- ◎当日、当社役職員及び本株主総会の運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意はございません。
- ◎車いすでご来場の株主様につきましては、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際は会場スタッフのご案内いたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

※代理人がご出席の際は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面をご提示ください。なお、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

郵 送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

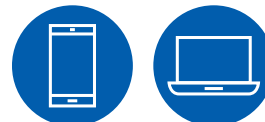
各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

▶ 詳細については、5ページ
をご覧ください。

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで

▶ 詳細については、6・7ページ
をご覧ください。

⚠️ ご注意

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

▶ ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部（以下）** までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

 **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00～21:00）

その他の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-288-324**（平日 9:00～17:00）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



郵送（書面）によるご行使 （2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで）

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書
富士石油株式会社 御中 株主番号

私は、2025年6月18日開催の第23回定時株主総会（議決権行使書を送付する）に際して、各議案につき、右記の通り賛否を行使いたします。

2025年6月 日

議決権行使書用紙

例

会社提案		株主提案	
第1号議案（取締役会）	賛	第2号議案	賛
第2号議案	賛	第3号議案	賛
第3号議案	賛	第4号議案	賛

お 願 い

- 株主総会にご出席をしない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日午後5時30分までに投函するようご返送ください。
- 第1号議案の賛否をご表示の際、一部の株主者につき必要な事項を必ず表示してください。（株主総会を考慮）に記載の当該株主者の署名をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はしきりをご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、新聞掲載のウェブサイトにてアクセスし2025年6月25日午後5時30分までに行使ください。この場合、議決権行使書を送付する必要はありません。

スマートフォンで
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

富士石油株式会社

↑こちら側を切り取ってご返送ください。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案は、会社提案です。第2号議案から第4号議案までは、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

詳細については、本招集ご通知19ページ以降をご参照ください。

会社（富士石油）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右図のようにお示しください。

会社提案
「賛」に○

株主提案
「否」に○

会社提案

第1号(下の候補議案者を除く)

賛

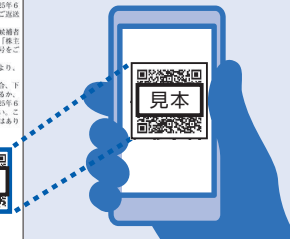
否

株主提案

第2号議案 第3号議案 第4号議案

賛 賛 賛

否 否 否

[illegible]

The diagram illustrates the Smart Work System (スマートワークシステム) process. At the top, a box labeled 'MIZUNO' and 'お守り提案書提出' (Proposal Submission) with a '第1回' (First Step) icon leads to a box for 'スマートワークシステム' (Smart Work System) and '議案行使フェーズ1' (Proposal Execution Phase 1). Below this, a large grey box states 'すべての会社提案議案について「賛成」する' (Approve all company proposal motions). This leads to another large grey box stating '各議案について個別に指示する' (Provide individual instructions for each motion). Dashed lines connect this box to two smaller boxes: 'すべての会社提案議案について賛成する' (Approve all company proposal motions) and '各議案について個別に指示する' (Provide individual instructions for each motion).

```

graph TD
    A[MIZUNO お守り提案書提出 第1回] --> B[スマートワークシステム  
議案行使フェーズ1]
    B --> C[すべての会社提案議案について「賛成」する]
    C --> D[各議案について個別に指示する]
    D -.-> E[すべての会社提案議案について賛成する]
    D -.-> F[各議案について個別に指示する]
  
```

※すべての会社提案議案について「賛成」するを押した場合、会社提案に賛成、株主提案に反対の選択をした画面に遷移します。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソー
ウェブの登録商標です。

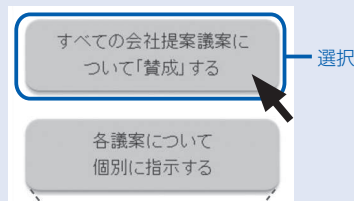
本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案は、会社提案です。第2号議案から第4号議案までは、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

詳細については、本招集ご通知19ページ以降をご参照ください。

会社（富士石油）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右図のボタンをご選択ください。

(すべての会社提案議案について「賛成」するを選択)





議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 (2025年6月25日(水曜日) 午後5時30分まで)



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

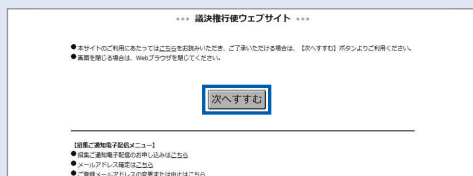
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

検索

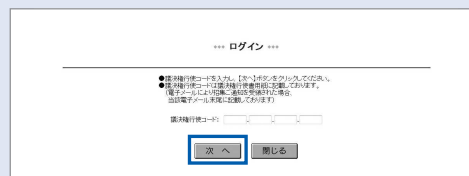
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「仮パスワード」は
議決権行使書用紙に記載されております。



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。
パスワード入力画面が出ますので、仮パスワードを
入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ご投票画面トップの「2.会社提案に対し一括賛成投票」をご選択いただいた場合、会社提案に賛成、株主提案に反対の選択をし
た画面に遷移します。

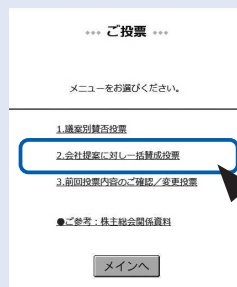
本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案は、会社提案です。第2号議案から第4号議案までは、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

詳細については、本招集ご通知19ページ以降をご参照ください。

会社（富士石油）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、ご投票画面の、右図のボタンをご選択ください。

（「2.会社提案に対し一括賛成投票」をご選択）



「2.会社提案
に対し一括賛成
投票」を選択

※インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案）

第1号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役11名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役11名全員の任期が満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名		性別	現在の当社における 地位及び担当	当事業年度の 取締役会への 出席状況
1	やまもと 山本 しげと 重人	再任	男性	代表取締役社長 社長執行役員	100%
2	かわはた 川畑 たかゆき 尚之	再任	男性	代表取締役 常務執行役員 (技術総括・人財育成部担当)	100%
3	いわもと 岩本 たくみ 巧	再任	男性	取締役 常務執行役員 (袖ヶ浦製油所長)	100%
4	つだ 津田 まさゆき 雅之	再任	男性	取締役 常務執行役員 (経理部担当)	100%
5	わたなべ 渡邊 あつお 厚夫	再任	男性	取締役 執行役員 (企画部・安全環境室担当)	100%
6	まえざわ 前澤 ひろし 浩士	再任 社外 独立	男性	取締役	100%
7	やまもと 山本 じゅんぞう 順三	再任 社外	男性	取締役	100%
8	さとう 佐藤 りょう 良	再任 社外 独立	男性	取締役	100%
9	ムハンマド・シュブルーミー	再任 社外 独立	男性	取締役	100%

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名		性別	現在の当社における 地位及び担当	当事業年度の 取締役会への 出席状況
10	ハーリド・サバーハ	再任 社外	男性	取締役	100%
11	さかもと 坂本 ともこ 倫子	再任 社外 独立	女性	取締役	100%

1

やまもと しげと
山本 重人

再任

現在の担当
生年月日
所有する当社の株式の数—
1957年5月22日生
99,500株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1981年 4月 旧富士石油株式会社入社
 1982年 7月 同社業務部長
 1983年 7月 同社理事業務部長
 1983年 10月 当社理事業務部長
 1984年 6月 当社取締役業務部長
 1987年 6月 当社常務取締役
 2000年 6月 当社専務取締役
 2001年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現）

取締役候補者とした理由

山本重人氏は、当社の営業部門責任者、専務取締役、代表取締役社長を歴任し、当社事業に関する豊富な経験と実績を有しており、事業運営全般を統括しています。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

2

かわはた たかゆき
川畑 尚之

再任

現在の担当
生年月日
所有する当社の株式の数技術総括・人財育成部
1959年9月2日生
63,600株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年 4月 旧富士石油株式会社入社
 1982年 1月 同社袖ヶ浦製油所工務部長
 1983年 10月 当社袖ヶ浦製油所工務部長
 1985年 7月 当社理事袖ヶ浦製油所副所長 兼 工務部長
 1987年 6月 当社取締役袖ヶ浦製油所副所長
 1989年 6月 当社取締役
 2001年 6月 当社常務執行役員
 2003年 6月 当社代表取締役常務執行役員（現）

取締役候補者とした理由

川畑尚之氏は、当社の工務部門責任者、取締役及び常務執行役員を歴任し、当社事業に関する豊富な経験と実績を有しており、当社の代表取締役として技術・人財育成部門を統括しています。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

3 いわもと たくみ
岩本 巧

再任

現在の担当
生年月日
所有する当社の株式の数

袖ヶ浦製油所長
1961年8月15日生
59,200株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4月 旧富士石油株式会社入社
2011年 6月 同社袖ヶ浦製油所総務部長
2015年 7月 当社理事企画部長
2017年 6月 当社取締役企画部長
2018年 6月 日本オイルエンジニアリング株式会社取締役
2019年 6月 当社取締役
2021年 6月 当社常務執行役員
2023年 6月 当社取締役常務執行役員袖ヶ浦製油所長（現）

取締役候補者とした理由

岩本巧氏は、当社の企画部門責任者、取締役及び常務執行役員を歴任し、当社事業に関する豊富な経験と実績を有しており、袖ヶ浦製油所長として製油所の運営全般を統括しています。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

4 つだ まさゆき
津田 雅之

再任

現在の担当
生年月日
所有する当社の株式の数

経理部
1962年4月6日生
34,900株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年 4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行
2012年 4月 株式会社日本政策投資銀行審査部長
2014年 6月 同行執行役員人事部長
2017年 6月 同行常務執行役員
2019年 6月 当社取締役
2021年 6月 当社取締役執行役員
2023年 6月 当社取締役常務執行役員（現）

取締役候補者とした理由

津田雅之氏は、当社事業に関する高度な知見に基づき、当社の経理部担当取締役として経理・財務・IR広報部門を統括しています。また、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高度な知見を有しており、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

5

わたなべ
渡邊あつ お
厚夫

再任

現在の担当

生年月日

所有する当社の株式の数

企画部・安全環境室

1965年7月6日生

13,500株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1989年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
 2014年 7月 復興庁統括官付参事官
 2016年 7月 経済産業省大臣官房福島復興推進グループ参事官
 2017年 7月 同省大臣官房政策評価審議官
 2018年 7月 農林水産省大臣官房輸出促進審議官
 2019年 7月 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
 2021年 8月 退官
 2021年 11月 当社参与
 2022年 6月 当社執行役員袖ヶ浦製油所副所長
 2023年 6月 当社取締役執行役員（現）
 2023年 6月 日本オイルエンジニアリング株式会社取締役（現）

(重要な兼職の状況)

日本オイルエンジニアリング株式会社取締役

取締役候補者とした理由

渡邊厚夫氏は、当社の執行役員、取締役を歴任し、企画部・安全環境室担当取締役として企画・安全環境部門を統括しています。また、同氏は行政官として、わが国の経済及び産業の発展に長年携わっており、経済政策全般に関する豊富な経験と高い見識を有しています。以上のことから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

6

まえざわ
前澤ひろ し
浩士

再任

社外

独立

生年月日

所有する当社の株式の数

社外取締役在任年数

1961年8月19日生

0株

3年

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1986年 4月 出光興産株式会社入社
 2010年 7月 同社北海道製油所副所長
 2013年 4月 同社執行役員徳山製油所長
 2016年 7月 同社執行役員千葉工場長
 2017年 10月 同社執行役員千葉事業所長
 2018年 7月 同社上席執行役員千葉事業所長
 2019年 4月 同社上席執行役員製造技術本部長
 2020年 7月 同社常務執行役員製造技術統括
 2021年 6月 昭和四日市石油株式会社代表取締役社長（2022年6月退任）
 2022年 6月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前澤浩士氏は、日本を代表するエネルギー企業における豊富な経験と見識、石油精製専門企業における経営者としての経験と見識を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は、経営戦略等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しています。

7

やまもと じゅんぞう
山本 順三

再任 社外

生年月日
所有する当社の株式の数
社外取締役在任年数

1965年2月20日生
0株
1年

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1990年 4月 出光興産株式会社入社
2011年 4月 同社生産技術センタープロセス技術統括マネジャー
2013年 4月 同社製造技術部次長
2016年 11月 ニソン・リファイナリー・ペトロケミカルニソン製油所長
2019年 5月 出光興産株式会社徳山事業所長
2020年 7月 同社執行役員徳山事業所長
2021年 6月 同社執行役員製造技術部長
2023年 7月 同社上席執行役員製造技術部長
2024年 6月 同社常務執行役員製造技術管掌（現）
2024年 6月 当社社外取締役（現）

（重要な兼職の状況）

出光興産株式会社常務執行役員製造技術管掌

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

山本順三氏は、日本を代表するエネルギー企業における豊富な経験と見識を有しており、当社の経営執行に対して社外の視点より助言をいただくことが、当社グループの事業を推進するうえで有用であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は、製造技術等に関する高度な専門知識を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しています。

8

さとう りょう
佐藤 良

再任 社外 独立

生年月日
所有する当社の株式の数
社外取締役在任年数

1955年8月29日生
0株
2年

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1981年 4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
2000年 8月 同社農業化学品研究所研究グループマネージャー
2008年 1月 住友化学株式会社農業化学品研究所長
2009年 4月 同社理事農業化学品研究所長
2010年 4月 同社理事農業化学業務室部長
2011年 4月 同社執行役員
2014年 4月 同社顧問
2014年 4月 田岡化学工業株式会社顧問
2014年 6月 同社代表取締役社長
2021年 6月 同社相談役
2023年 6月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

佐藤良氏は、日本を代表する素材関連企業における豊富な経験と見識、素材関連企業における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は、経営戦略等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しています。

9

ムハンマド・シュブルーミー

再任

社外

独立

生年月日

所有する当社の株式の数
社外取締役在任年数

1987年12月19日生

0株
4年

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2011年 8月 サラマー法律事務所入所
 2014年 6月 ホシャム法律事務所入所
 2017年 6月 サウジアラビア王国政府エネルギー省 Senior Legal Advisor (現)
 2021年 6月 当社社外取締役 (現)
 2023年 1月 サウジアラビア王国政府エネルギー省大臣室 General Supervisor (現)

(重要な兼職の状況)

サウジアラビア王国政府エネルギー省 Senior Legal Advisor
 サウジアラビア王国政府エネルギー省大臣室 General Supervisor

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ムハンマド・シュブルーミー氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、中東産油国の政府機関における豊富な経験と知識を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことが、当社グループの事業を推進するうえで有用であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は、国際的なエネルギー情勢等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しています。

10

ハーリド・サバーハ

再任

社外

生年月日

所有する当社の株式の数
社外取締役在任年数

1967年6月28日生

0株
6年

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1992年 11月 クウェート石油公社入社
 2009年 8月 同社 Manager, Bunker Sales Department
 2013年 9月 同社 Manager, Naphtha/Mogas/LPG Sales, the head of LNG Negotiations Committee
 2017年 8月 同社 Manager, Planning, Marketing
 2017年 10月 同社 Deputy Managing Director, International Marketing Sales
 2019年 6月 当社社外取締役 (現)
 2022年 11月 クウェート石油公社 Managing Director, International Marketing Sales (現)
 2022年 11月 Ag. CEO, Kuwait Oil Tanker Co. (現)
 2024年 8月 Chairman, KPC Trading Ltd. (現)

(重要な兼職の状況)

クウェート石油公社 Managing Director, International Marketing Sales
 Ag. CEO, Kuwait Oil Tanker Co.
 Chairman, KPC Trading Ltd.

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ハーリド・サバーハ氏は、中東産油国の国営石油会社における豊富な経験と知識、石油関連企業における経営者としての経験と見識を有しており、当社の経営執行に対して社外の視点より助言をいただくことが、当社グループの事業を推進するうえで有用であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は、国際的な石油情勢及び販売等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しています。

11 さかもと とも こ
坂本 倫子

再任 社外 独立

生年月日
所有する当社の株式の数
社外取締役在任年数

1974年5月11日生
0株
2年

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2000年 3月 最高裁判所司法研修所修了
2000年 4月 弁護士登録
2000年 4月 北浜法律事務所入所
2003年 10月 柳田野村法律事務所入所
2006年 11月 岩田合同法律事務所入所
2011年 7月 同所パートナー弁護士
2015年 6月 株式会社八千代銀行社外取締役
2018年 12月 株式会社FCE Holdings社外監査役（現 株式会社FCE）（現）
2019年 6月 当社社外監査役
2020年 6月 株式会社あらた社外監査役
2021年 6月 同社社外取締役（監査等委員）（現）
2022年 6月 株式会社スペースシャワーネットワーク社外監査役
2023年 6月 当社社外取締役（現）
2025年 1月 岩田合同法律事務所執行パートナー弁護士（現）

（重要な兼職の状況）

岩田合同法律事務所執行パートナー弁護士
株式会社FCE 社外監査役
株式会社あらた社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本倫子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と法務に関する知見、複数の企業における社外取締役、社外監査役としての経験と見識、及び当社の社外監査役としての経験と見識を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は、弁護士としての知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しています。

- (注) 1. 各社外取締役候補者の在任期間は、本株主総会終結の時をもっての状況です。
2. 山本順三氏は、当社の筆頭株主である出光興産株式会社の常務執行役員製造技術管掌を兼務しており、当社は同社との間に原油・石油製品の売買等の取引関係があります。
3. ハーリド・サバーハ氏は、クウェート石油公社のManaging Director, International Marketing Salesを兼務しており、当社は同社との間に2022年度までは原油の購入等の取引関係がありましたが、2023年度及び2024年度においては取引を行っていません。
4. 坂本倫子氏は、岩田合同法律事務所の執行パートナー弁護士であり、当社は同所との間で顧問契約を締結しています。
5. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主又は第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。なお、保険料は当社が全額負担しています。また、各候補者は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しています。
7. 前澤浩士氏が2022年6月まで代表取締役社長を務めた昭和四日市石油株式会社の四日市製油所において、製品試験に関する不適切行為（法令等に基づく製品試験項目の一部を実施していなかったこと）があったことが2022年5月に判明しました。本不適切行為は、同氏が同社代表取締役社長に就任した2021年6月以前より行われていたところ、同氏は本不適切行為を覚知して以降、直ちに暫定対策を立案、実行するとともに、社外有識者を含む特別調査委員会を発足させ、事実関係の調査及び原因究明並びに再発防止策の検討を開始しました。
8. 坂本倫子氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
9. 前澤浩士氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者である出光興産株式会社の業務執行者となったことがあります。
10. 山本順三氏は、現在、当社の特定関係事業者である出光興産株式会社の業務執行者です。
11. ハーリド・サバーハ氏は、現在、当社の特定関係事業者であるクウェート石油公社の業務執行者です。
12. 前澤浩士氏、佐藤良氏、ムハンマド・シュブルーミー氏、坂本倫子氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。
13. 坂本倫子氏の戸籍上の氏名は長井倫子です。

株主総会参考書類

(ご参考)

当社は、多様な分野の知見、専門性を備えた取締役及び監査役を選任することで取締役会の実効性の確保を図っています。また、経営環境の変化への迅速かつ適切な対応やコーポレート・ガバナンスの強化等を目的として、2021年6月より執行役員制度を導入しています。

本株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決された場合の役員の新陣容は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏 名	性別	当社が期待する知見・経験							
		経営戦略	財務会計	法務コンプライアンス	人事人財育成	技術製造ITデジタル	営業販売	国際性	ESGサステナビリティ
やまもと しげと 山本 重人	男性	●			●		●	●	●
かわはた たかゆき 川畑 尚之	男性				●	●		●	●
いわもと たくみ 岩本 巧	男性	●	●	●					●
つ だ まさゆき 津田 雅之	男性		●		●		●	●	
わたなべ あつ お 渡邊 厚夫	男性	●						●	●
まえざわ ひろし 前澤 浩士	男性	●				●		●	●
やまもと じゅんぞう 山本 順三	男性	●				●		●	●
さとう りょう 佐藤 良	男性	●				●	●	●	
ムハンマド・ シュブルーミー	男性	●		●				●	
ハーリド・ サバーハ	男性	●					●	●	
きかもと ともこ 坂本 倫子	女性			●					●

氏 名		性別	当社が期待する知見・経験						
			経営 戦略	財務 会計	法務 コンプライ アンス	人事 人財 育成	技術 製造 IT デジタル	営業 販売	ESG サステナ ビリティ
監査役	ふじさわ 藤澤	とも お 知穂	社外	独立	男性	●	●	●	
	とみ い 富井	さと し 聡	社外	独立	男性	●	●		●
	く ほ た 久保田	ひろ し 浩司	社外	独立	男性	●	●	●	
	かな い 金井	むつ み 睦美	社外	独立	女性		●		
執行役員	やまもと 山本	たかひこ 孝彦			男性	●	●	●	●
	いしづか 石塚	とし や 俊哉			男性		●		●
	ひ き 比佐	ひろ し 大			男性		●		●
	ひらの 平野	まさひろ 雅洋			男性	●	●		●
	いま い 今井	だい き 大樹			男性		●	●	●
	なかやま 中山	もとひろ 元宏			男性		●	●	●
	さとう 佐藤	たかあき 尊彰			男性		●		●

(注) 各役員の最新の担当は、当社ウェブサイトをご参照ください。

株主提案（第2号議案から第4号議案まで）

第2号議案は株主様1名からのご提案（2025年4月15日付けで受領）、第3号議案及び第4号議案は株主様1名からのご提案（2025年4月28日付けで受領）によるものであります。なお、各議案の件名、提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、提案株主様から提出された書面の該当箇所を原文のまま記載しています。

第2号議案 出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

1. 提案の内容

定款に、担当取締役及び社外取締役をメンバーとして、外部アドバイザーの知見も活用しつつ、出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会を設置する旨の規定を追加する。

2. 提案の理由

出光興産株式会社は、当社株式の21.7%を保有している筆頭株主であり、当社を持分法適用会社としており、千葉事業所等、石油製品の製造・供給の効率的な生産体制を構築しています。他方、国内の人口減少や脱炭素化に伴い、製油所の統廃合は進んでおります。当社が出光興産株式会社の子会社となった場合には、当社製油所は重要拠点として、効率化の恩恵を得ることにより、製油所全体が縮小傾向にある中においても、フルキャパシティの稼働率の維持が可能です。

また、当社のPBRは現状0.3倍と低迷していますが、市況の影響を強く受ける当社の事業は、市況変動のリスクを鑑みた自己資本の積み上げを要するため、資本効率の向上が困難な状況にあります。

社会インフラを支える当社の事業を安定且つ効率的に継続させるためにも、出光興産株式会社による非公開化に向けた検討を行うことが、株主や経営陣、従業員も含めた全ステークホルダーにとって好ましい選択と考えます。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により**本議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

2024年4月16日付け「資本業務提携に関する合意書の締結及び出光興産による富士石油株式会社（証券コード：5017）株式の買集め行為に該当する株式取得について」において公表いたしましたとおり、当社は、出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）千葉事業所と当社袖ヶ浦製油所の協業を軸とする既存燃料油事業のシナジー創出、並びに両社協働での将来の京葉地区での燃料油供給及びカーボンニュートラル燃料の受入れ、製造及び供給拠点の構築を目的として、出光興産との間で、資本業務提携に関する合意書を締結いたしました（以下「本資本業務提携」といいます。）。本資本業務提携の一環として、出光興産は、当社株式を取得し、現在、同社は17,035,520株（発行済み株式総数の21.79%）の当社株式を保有し、当社を持分法適用会社としております。当社は、本資本業務提携により、当社の燃料油事業における協業深化と将来の脱炭素化に向けた取組みを推進していくことで、当社の企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、経営戦略の立案等にあたっては、独立社外取締役が3分の1以上を占める当社取締役会において十分に議論を行った上で、決定しております。取締役会は、必要に応じて、外部専門家の意見も聴取しており、経営判断に活かしております。また、当社は、ＩＲやＳＲ活動を通じて得られた意見を適切に取締役会に還元することで、株主・投資家の意見を経営戦略の立案等に活かしております。

本資本業務提携にあたっては、当社は、上記のような体制のもとで、様々な選択肢が存在する中、慎重に検討・審議し、出光興産とも十分に協議・交渉した上で、その実施を決定いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携の効果を最大化させることに努めてまいりましたが、今後も事業環境の変化を見据え、様々な選択肢の中から最適な方策・戦略を検討し、当社の中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

以上の当社の考え方に対し、本議案は、「出光興産による戦略的非公開化」のみを検討することを目的とする委員会の設置を定款に規定することを求めるものです。しかしながら、上記のとおり、当社は、経営戦略の立案等やその監督にあたっては、独立社外取締役や外部専門家等の知見も踏まえ、検討する体制はすでに構築されています。加えて、当社といたしましては、企業価値向上の観点から最適な組織体制については随時検討しており、必要に応じて、新たな組織の設置や既存の組織の改廃について柔軟に対応してまいります。また、特定の事項を検討する委員会を設置する規定は、会社の根本規範である定款に馴染まず、かかる定款変更により、かえって経営判断及びそのプロセスの機動性や柔軟性が損なわれる可能性があると考えられます。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社といたしましては、PBRやROEの向上を実現し、当社の中長期的な企業価値向上を図るために、「安定的な収益力の確保」と「成長期待の醸成」を課題として特に認識しており、これらの課題を踏まえ、収益性の向上、脱炭素ビジネスの追求、配当の拡充、ＩＲ活動の強化を掲げております。操業の効率化・競争力強化、次世代カーボンニュートラル燃料の供給拠点としての機能発揮を目指すことで、当社の中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

第3号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

下記の議案を新設（又は変更）する。

本議案による定款変更は、株主総会で承認可決された時点で効力が生じるものとする。

（期末配当）

当社は、毎期末において、配当可能額の範囲において、かつ、その他利益剰余金を配当原資として、純資産の2%相当額と配当性向30%相当額の大きい方の額以上を、期末配当金として支払うものとする。

ただし、当社が、株主に対して、基準額を下回る額を交付せざるを得ない明確かつ合理的な必要性があり、かつ、この合理的な必要性について適切な説明を行う場合はこのかぎりではない。

2. 提案の理由

当社は、株価純資産倍率（PBR）が0.3倍以下（2024年末時点）と、長年PBR1倍（解散価値）以下であり、東証PRM上場企業として存在価値を疑われる水準に評価されています。一方、東証から株価対策（低PBR対策）という異例の要請があるも、当社は株価対策である「配当性向」への言及などを行う様子がなく、株価対策とならない抽象的表現の目標のみであり、上記議案を提案いたします。

又、配当性向が低いにも関わらず、2016年や2020年など、一時的な業績悪化で安易に配当を0円（無配）とした実績が複数あるため、配当を重要視する現代の投資家の投資対象から除外されてしまっています。

そのため、「純資産配当率（DOE）」と大半のPRM上場企業が採用する「配当性向」を導入し、毎年減配せずに増配していく実績を積み上げる事で、より安心して投資を促すべきです。

上記により、長期安定的な株主構成に繋がる事も期待されます。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、株主各位への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えており、中・長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しつつ、業績及び資金バランス等を勘案の上、安定的な配当の継続に努めることを株主還元の基本方針としています。

当社においては、2024年3月期まで4期連続の黒字決算となったことに加え、在庫影響を取り除いた実質ベースの損益でも2年連続の黒字決算となり、収益力の一定の向上が確認できる結果となりましたが、2025年5月9日付けの決算短信において公表いたしましたとおり、2025年3月期の当期純利益はマイナスとなりました。また、業績予想として公表いたしましたとおり、2026年3月期の当期純利益につきましても、マイナスとなることを見込んでおり、当社の業績・財務の状況は、当面厳しい状況が継続することが見込まれます。このような状況の当社にとっては、財務体質の改善は引き続き重要な経営課題であります。

当社といたしましても、株主還元の重要性は認識しておりますが、配当額に関しては、上記のような当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を踏まえ、今後の成長投資や設備投資に必要な資金その他の事情も勘案し、機動的かつ柔軟に決定する必要があります。

しかしながら、本議案は、提案株主様が示す配当額の算出方法を定款規定として新設することを求めるものです。本議案の内容に従えば、少なくとも純資産の2%相当額もしくは配当性向30%となるような額の配当金を期末配当金として支払う必要があります。かかる定款規定が設けられた場合、当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を勘案して配当額を決定することが妨げられます。このように、画一的な計算方法で配当額を決定しなければならないこととすることは、当社の財務基盤を害しかねず、また、今後の当社の事業運営及び株主還元を含む資本政策の機動性と柔軟性を損ない、当社の中長期的な企業価値の向上の妨げとなることは明かです。

また、定款は会社の組織や運営に関する基本的な事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは、業務執行の機動性及び柔軟性を害し、適切ではありません。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上のとおり、当社は、安定的な収益力の確保と成長期待の醸成に向けて、財務状況を勘案した上で、安定的な配当の継続に取り組むこととしており、各施策の着実な遂行を通じ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

第4号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

下記の議案を新設（又は変更）する。

本議案による定款変更は、株主総会で承認可決された時点で効力が生じるものとする。

（自己の株式の取得）

当会社は、当会社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額以上を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、每期自己の株式の取得を行う。

2. 提案の理由

株価低迷時の自社株買いは、財務内容を改善させるだけでなく、株価低迷を看過しない経営姿勢が株主の安心感を醸成し、企業価値を増大させます。

コロナ渦以降、当社は毎期営業黒字で収益低迷を脱する様相にありながらもPBRが低迷する背景は、自社株買いを実行せずに株価低迷を長年看過し続けてきた経営陣の姿勢に対する株主の不安にあります。

一方、東証から株価対策（低PBR対策）という異例の要請があるも、当社は株価対策である「自社株買い」を行う様子がなく、株主に対し数値ではなく抽象的表現の目標を掲げるのみのため無意味であり、上記議案を提案いたします。

株価がPBR1倍（解散価値）を超えるまで自社株式取得を継続する事で、上記の不安を払しょくし、株主の信頼回復にも繋がります。

当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、株主各位への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えており、中・長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しつつ、業績及び資金バランス等を勘案の上、安定的な配当の継続に努めることを株主還元の基本方針としています。

当社といたしましても、自己株式取得は、配当政策とともに株主の皆様への利益還元の有力な手段であると認識するとともに、資本効率の向上に資するものであると考えております。また、株式市場に対しても、一定のアナウンスメント効果が期待できるものと認識しております。

その一方で、自己株式取得は、自己資本の引下げにつながります。当社は、第3次中期事業計画において、ネットD/Eレシオを1.5倍以下とする財務目標を掲げておりましたが、今後も引き続き負債と資本の比率が適切なものとなるよう資本政策を立案・遂行する必要があります。当社としては、ネットD/Eレシオをはじめ、当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を十分踏まえつつ、適時適切に自己株式取得の実施の有無や時期、株式数・金額を検討していくことが必要であると考えております。

しかしながら、本議案は、提案株主様が示す方針で自己株式取得を機械的に継続することを求めるものです。本議案の内容に従えば、当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を勘案することを許容せず、画一的な計算方法で自己株式取得を実施しなければなりません。このような自己株式取得がなされることは、当社の財務基盤を害しかねず、また、今後の当社の事業運営及び株主還元を含む資本政策の機動性と柔軟性を損ない、当社の中長期的な企業価値の向上の妨げとなることは明らかです。

また、定款は会社の組織や運営に関する基本的な事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは、業務執行の機動性及び柔軟性を害し、適切ではありません。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

■ 事業環境

当事業年度におけるドバイ原油価格は、イスラエルとイランの緊張の高まりにより4月に上昇しましたが、両国の報復攻撃が軽微に留まったことやOPECプラスが減産幅を縮小すると
の報道、長期化する中国経済の低迷等を受け、原油価格は軟調に推移しました。1月に入ると、
米国の対ロシア制裁強化により急騰しましたが、OPECプラスが自主減産の段階的な縮小を
決定したことや米国の関税政策の影響により、3月中旬にかけて下落し、期中平均は前期を約
4ドル下回る約79ドルとなりました。

外国為替相場は、米国における根強いインフレ圧力に伴う利下げ観測後退により、期初から
円安基調が続きました。7月から9月にかけては日米金利差が縮小し、一時的に円高に振り戻
しましたが、10月以降は堅調な米国経済指標を背景に再び円安が進行しました。その後、米国
大統領選挙でのトランプ氏勝利を受け、同氏の政策に起因する米国景気の後退懸念が高まると
円高基調に転じました。その結果、期中平均は前期より約8円の円安となる約153円となりま
した。

国内石油製品需要は前期比95.4%となり、ハイブリッド車の普及など構造的要因を背景に引
き続き漸減傾向となっています。

ドバイ原油価格

(USD/バレル)



外国為替相場

(JPY/USD)

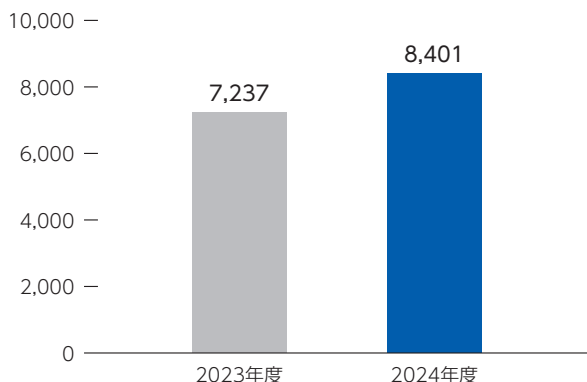


■ 連結業績

当期の連結業績における売上高は当期が非定期修理年度であったことによる販売数量の増加等により、8,401億円（前期比+1,164億円）となりました。営業損失は在庫影響による原価の押し上げ要因87億円（前期は押し下げ要因96億円）により55億円（前期比△217億円）となり、在庫影響除き営業利益は31億円（前期比△33億円）となりました。

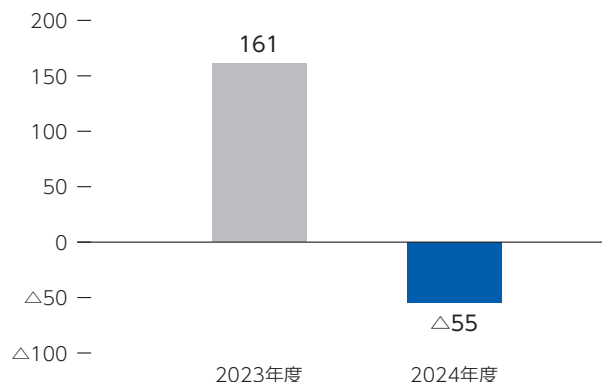
売上高

(億円)



営業利益

(億円)



(単位：億円)

	2023年度	2024年度	増減
売上高	7,237	8,401	1,164
営業利益	161	△55	△217
在庫影響除き営業利益	65	31	△33
経常利益	187	△38	△226
在庫影響除き経常利益	90	48	△42
親会社株主に帰属する 当期純利益	155	△57	△212

(注) 総平均法及び簿価切下げによる棚卸資産の評価が売上原価に与える影響を「在庫影響」としています。

■ 事業経過

(生産状況)

袖ヶ浦製油所では、補修工事や落雷等の影響により生産設備の一時的な停止や稼働低下があったものの、1年間を通じて概ね安全・安定操業を維持しました。原油処理量は7,839千キロリットル（前期比+12.8%）、常圧蒸留装置の稼働率は年度平均で94.5%となりました。

(単位：千キロリットル)

区 分	2023年度	2024年度	対前期比 (%)
原油処理量	6,949	7,839	112.8
半製品繰入量	722	757	104.9
原料合計	7,671	8,596	112.1
製品生産合計	7,327	8,241	112.5

(注) 2023年度は小規模定期修理の実施年のため、原油処理量が減少しています。

(販売状況)

当社の当期における石油製品及び石油化学製品等の販売数量は、8,279千キロリットル（前期比+13.6%）となりました。

(単位：千キロリットル)

油 種	2023年度	2024年度	対前期比 (%)
ガソリン	2,243	2,481	111
ナフサ	376	432	115
灯油	227	353	155
ジェット燃料	1,035	984	95
軽油	1,646	2,037	124
A重油	258	202	78
C重油	399	502	126
ベンゼン	101	120	119
キシレン	306	339	111
石油ピッチ	303	320	105
その他	393	510	130
販売合計	7,287	8,279	114

(企業理念に基づく事業活動への取り組み)

当社は、「エネルギーの安定供給」「安全の確保と地球環境の保全」「ステークホルダーとの共存共栄」「活力に満ちた働きがいのある職場」を企業理念として掲げています。本理念に基づき、当社は事業を通じて社会に貢献しながら持続的成長を目指すとともに、環境負荷の低減活動と地域社会への貢献活動、企業統治向上のための体制づくりにも日頃より鋭意取り組んでいます。

○安全の確保とエネルギーの安定供給

袖ヶ浦製油所では、エネルギーの安定供給という社会的使命を果たし続け、さらに改正高圧ガス保安法を踏まえた自主保安力向上を目指し、第三者による保安力評価の実施と対応、設備稼働信頼性の維持・強化、先進テクノロジーの活用、人材育成を積極的に進めています。設備の稼働信頼性向上に関しては、新検査技術の探索を行うとともに、現有設備の高経年化対策のための集中検査・補修、AIを活用した異常予兆検知システムの活用に取り組んでいます。また、操業に潜むリスクを網羅的に抽出・対応するリスクアセスメントの高度化やサイバーセキュリティの強化を進めています。さらに、技術情報の電子管理システムなどを導入することで業務効率化も進めています。

激甚化する自然災害への備えについては、巨大地震等に対する事業継続計画（BCP）に基づく訓練を定期的実施し、BCPの実効性確保と継続的な改善に取り組んでいます。また、系統電源からの電力供給が途絶えた場合でも平時並みの陸上出荷能力を確保するため、固定式非常用発電設備の運転訓練及び移動式非常用発電機の運搬・設置訓練を実施することで、事業継続能力の強化に努めています。

○地球環境の保全

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献すべく、第三次中期事業計画に掲げた環境目標に加え、CO₂排出削減に向けた長期的な取り組みの方向性を示す当社の「カーボンニュートラル実現に向けたトランジション戦略」に基づき、カーボンニュートラル推進委員会を設立して、省エネルギー活動・投資を計画的に推進しています。また、製油所において低炭素アンモニアを受入れ、ボイラータービン発電設備で既存燃料との混焼を実証し、更なるアンモニア混焼比率引き上げを進めるなど製油所の低炭素化を推進するとともに、次世代バイオ燃料の供給に向けた検討も鋭意進めています。

また、冷却水を96%以上再循環使用する水資源節約、大気・水質汚濁防止及び産業廃棄物の減量化・再資源化にも継続的に取り組んでおり、産業廃棄物の最終処分率は石油連盟の掲げた目標である1%以下を2001年度から継続して達成しています。

○地域との共生

当社は、製油所の立地する袖ヶ浦市との関係において、同市の臨海地区清掃への参加や自主企画による地域清掃活動等の各種ボランティア活動を通じ、積極的にコミュニケーションを深めています。

○活力に満ちた働きがいのある職場実現に向けて

従業員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境の整備及びエンゲージメント向上を目指し、長期障害所得補償保険制度の導入を始めとする諸施策を積極的に実施しました。今後も健康経営の観点から、諸制度の改革に継続して取り組んでいきます。

また、当社は多様な人財が最大限能力を発揮できるよう「人財育成方針」に沿った階層別研修、技術教育研修、安全環境教育訓練等を実施しています。2024年度は、社内のDXを促進するため若手から中堅層を主な対象とした外部専門講習の受講を進めました。また、女性社員の活躍を推進すべく、スキル型の選択研修を導入し受講機会の拡大を推進しています。さらに、装置運転技術の伝承や向上を図るため、トレーニングシミュレーターの活用を進めています。

(グループの動き)

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

PETRO PROGRESS PTE LTD

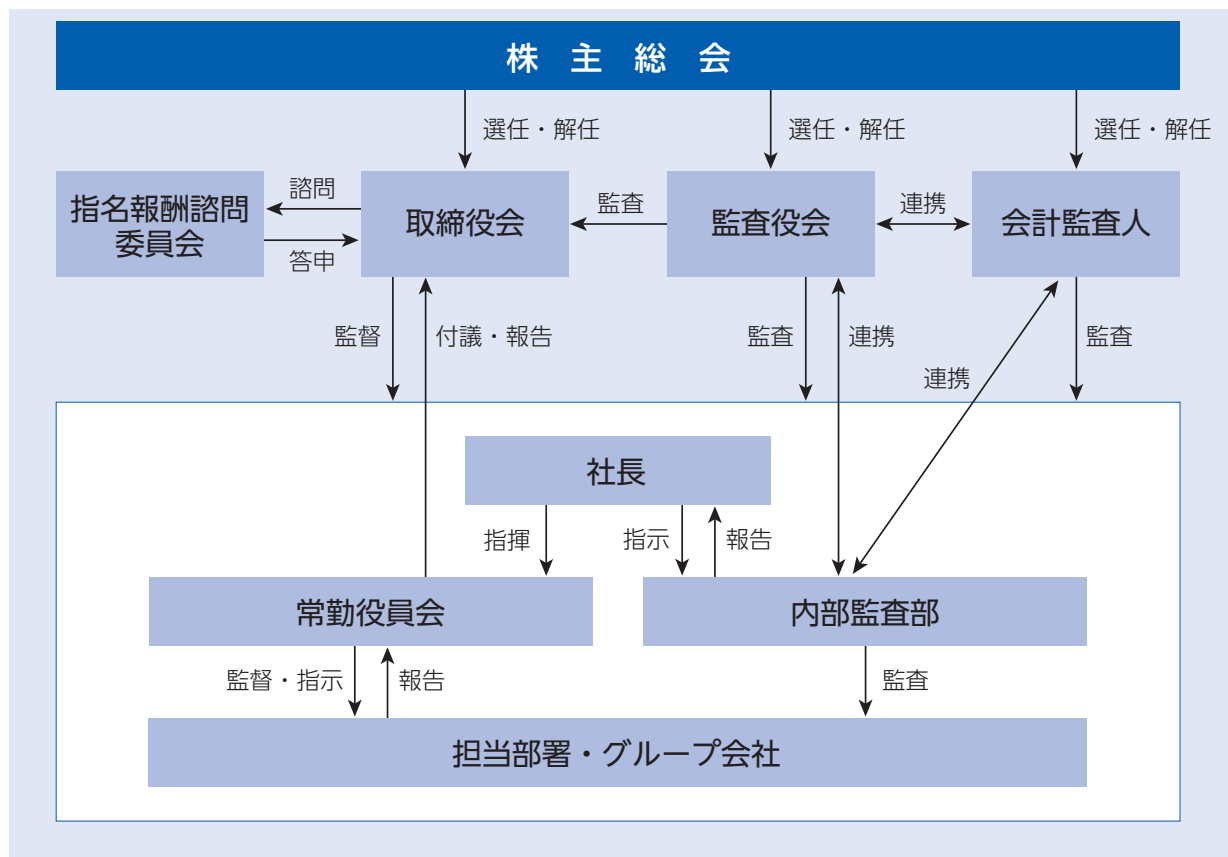
シンガポールに本拠を置き、当社の重要な海外拠点として、引き続き原油及び石油製品の調達、販売等の営業活動を行っています。

日本オイルエンジニアリング株式会社

従来の石油・天然ガスの開発・生産分野におけるエンジニアリング及びコンサルティング事業に加え、二酸化炭素を利用した原油の増進回収（CO₂-EOR）、二酸化炭素排出削減に向けた二酸化炭素の回収貯留（CCS/CCUS）技術、メタンハイドレート開発、地熱、洋上風力発電等に関する環境エンジニアリング及びコンサルティング事業等への事業領域拡大を進め、低炭素社会の実現に向けた取り組みを行っています。

【参考】当社のコーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外役員により構成し、また、独立社外役員を委員長とする指名報酬諮問委員会を設置しています。取締役の指名・報酬に関する議案の原案等については、同委員会における審議を経た後、取締役会の決議により決定します。



2. 設備投資の状況

当期は、製油所施設等に50億円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金及び自己資金等により賄いました。なお、2024年7月1日付で連結範囲から除外した東京石油興業株式会社の設備投資は、今後のグループ戦略に影響しないことから、本報告書では除外していません。

3. 資金調達の状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりです。長期借入金の返済が進んだことや原油価格の下落等を理由に短期借入金が増加したことで、有利子負債残高は1,360億円（前期末比△253億円）となりました。

（単位：百万円）

区 分	前期末残高	当 期 増 減	当期末残高
長期借入金	29,073	△939	28,134
短期借入金	132,303	△24,426	107,877
計	161,376	△25,365	136,011

（注）長期借入金の当期末残高には1年以内返済予定額86億円を含んでいます。

4. 対処すべき課題

当社は2021年5月に、「世界の石油需要については、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済危機からの力強いリバウンドが予想される一方、中国、インド、中東を中心に、今後数年間の石油需要の増加量を上回る規模で最新鋭の大型製油所の新增設が同時期に計画されていることから、その進捗次第では一段と厳しい競争環境が想定される。また、2050年カーボンニュートラルに向けた動きの中で、電気自動車（EV）の普及やバイオ燃料、合成燃料、水素等への燃料転換が進むことで、中長期的には石油需要の一定程度の喪失が予想される。」との事業環境認識のもと、2021～2024年度の4年間を対象とする第三次中期事業計画を策定しました。

その後、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた社会的要請が更なる高まりを見せている中で、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化等を背景とした地政学的リスクの高まりや資源価格・為替相場の大きな変動等、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中においても、エネルギーの安定供給の使命を果たすため、収益の安定的拡大と環境負荷低減の両立に

向けて、(1) 石油精製事業の更なる基盤強化、(2) 脱炭素社会に向けた取組み強化を基本方針とし、次の課題に注力してきました。

(1) 石油精製事業の更なる基盤強化

① 稼働信頼性の維持・強化

設備の高経年化に対し、集中的な外面腐食検査を継続して行いました。

また、全社的にデジタル化を推進し、製油所内の一部エリアにおけるドローン点検の運用開始や、技術文書のデジタル化及びデジタルツイン技術の活用のためのシステムの導入、AIによる異常予兆検知システムの導入など、デジタル技術の最大限の活用により、装置に係る運転管理・保全の一層の高度化を推進しました。

② コスト競争力の強化、競争優位の確立

組織横断的なタスクフォースを組成し、全社的にコスト削減活動を推し進めました。具体的には、原料調達の最適化による物流コスト削減や、装置の安定稼働を前提として、外部コンサルタントを起用した修繕工事の絞り込みなど、幅広く取組みを行いました。

また、当期に本社移転及び組織改編を行い、管理部門の統合や一部業務の移管等による組織・業務のスリム化や物流管理機能の強化、本社組織・製油所組織の人的交流の促進など、人財・組織面での取組みも進めました。

なお、高付加価値製品の増産に向けて、2025年度の大規模定期修理時に高オクタン価ガソリン基材を製造するアルキレーション装置の能力増強や、軽油の増産を目的とする軽油水素化脱硫装置の能力増強工事等を行う予定です。

(2) 脱炭素社会に向けた取組み強化

① 製油所の徹底した環境負荷低減

省エネルギーは収益性の改善と同時に製油所のCO₂排出量の低減に最も確実に寄与することから、従来の取組みを一層深化・加速させ、製油所の低炭素化を推進しています。

また、当期はバイオETBEを配合したガソリンの供給といった従来の取組みに加え、環境負荷に配慮した製品の供給、燃料の使用に取り組みました。特に、製油所内での燃料転換の実現に向けて、メインボイラー（ASP-BTG）でのアンモニアの燃料使用を行うため、石油精製の過程で副生されるアンモニアとアスファルトピッチの混焼を安定的に実施し、将来的な混焼率の引き上げを見据えた各種データの収集を行ったほか、大容量での使用に必要な設備対応の検討を行いました。

なお、2025年度の大規模定期修理時においては、No.1 FCC（流動接触分解装置）の省エネルギー改造工事を行う予定です。

② 脱炭素ビジネスの追求

我が国政府の目標である2050年カーボンニュートラルを踏まえ、次世代バイオ燃料、CO₂フリー水素、合成燃料など当社の既存インフラ・知見が活用できる脱炭素技術については、ステークホルダーとの連携を通じて積極的に追求していくことで脱炭素社会への貢献を果たしていきます。

第三次中期事業計画期間においては、SAF（※1）の供給に係る検討に取り組み、国土交通省が実施した『輸入ニートSAFモデル実証事業』に参画し日本国内で初めて輸入ニートSAFとジェット燃料の混合を行ったほか、SAFを目的生産物とするバイオ燃料製造事業の検討を進め、製造プラントの基本設計を完了しました。本基本設計に基づく製造プラントの建設についての検討は、製造プラントの建設費が想定を遥かに超える金額となったことなどを踏まえた事業性の観点から、中止するとの判断となりましたが、引き続き、SAFの供給に向けて検討を続けていきます。

※1 Sustainable Aviation Fuel（＝持続可能な航空燃料）：バイオマス原料等を基に製造された合成ジェット燃料（＝ニートSAF）と化石由来のジェット燃料を混合して製造され、国際規格であるASTM D7566 Table1及びASTM D1655に適合するジェット燃料油を指す。

なお、第三次中期事業計画において、当社は2050年カーボンニュートラルの実現に貢献すべく、達成すべき目標として以下の環境目標を定めました。

- 製油所における省エネルギー量15,000kL-coe（※）/年（目標年度：2025年度）の達成
※Crude Oil Equivalent（原油換算）
- 中期においては、2030年度に当社事業で発生する年間CO₂排出量を2014年度と比較して20%以上削減することを目指します。
- 長期においては、各要素技術のイノベーションの進展による技術確立と経済性の両立を前提としたうえで、2050年度には当社事業で排出するCO₂をネットゼロとすることを目指すとともに、供給するエネルギーの低炭素化等を図ることにより、社会全体のカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

上記のうち、省エネルギー量に関する目標については、2021年度から2025年度までの省エネルギー量の累計値（2025年度は見込み）は20,692kL-coeとなり、目標を上回る見込みです。

また、中長期的なカーボンニュートラルの実現に向けては、2023年度に新設したカーボンニュートラル推進委員会のもと、全社横断的に取組みを推進していきます。

こうした第三次中期事業計画で設定した戦略的課題については、その期間終了後においても引き続き課題であると認識しており、取組みを深化させていきます。なお、次期中期事業計画につきましては、原油価格・為替相場の先行き、諸物価の上昇などの外部環境の変化や、これに伴う定期修理費用を始めとする固定費・変動費の増加、定期修理期間の長期化、増加コストの価格転嫁、さらに出光興産株式会社との資本業務提携による協業深化など、当社の収益性や今後の戦略に大きく関わる要素について、その影響・進展等を見極めつつ、できるだけ早期に公表できるよう策定を進めます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 (第20期)	2022年度 (第21期)	2023年度 (第22期)	2024年度 (第23期)
売上高 (百万円)	486,014	850,863	723,730	840,196
経常利益 (百万円)	16,076	4,704	18,735	△3,894
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	15,203	3,575	15,516	△5,774
1株当たり当期純利益	197円29銭	46円36銭	201円9銭	△74円79銭
総資産 (百万円)	352,842	336,985	389,960	372,981
純資産 (百万円)	64,539	71,658	86,350	85,940

(注) 1. 表中の△は損失を表しています。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第20期…大規模定期修理等の影響により販売数量が減少したものの、原油価格の上昇を受け販売価格が上昇したことなどにより、売上高は前期を上回りました。第4四半期中の石油製品市況の急激な上昇、並びに、在庫影響の原価押し下げ要因が前期に比べ増加したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回りました。

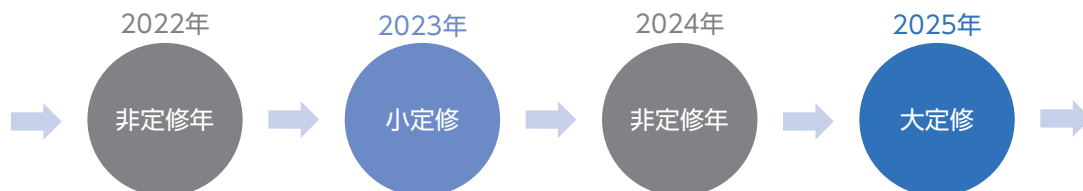
第21期…非定期修理年度に当たり販売数量が増加し、又原油価格の上昇を受け販売価格が上昇したことなどにより、売上高は前期を上回りました。在庫影響の原価押し下げ要因が前期に比べ縮小したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。

第22期…小規模定期修理等の影響により販売数量が減少したことなどにより、売上高は前期を下回りました。在庫影響の原価押し下げ要因が前期に比べ増加したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回りました。

第23期…前記「I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

○定期修理のサイクル

当社では高圧ガス保安法に基づく4年に1度の大規模定期修理に加え、一部の装置は2年に1度の小規模定期修理を実施しています。定期修理期間中は製油所の装置を停止し工事を実施するため、原油処理量・石油製品販売数量が減少しますが、装置の安全・安定稼働を継続するための重要な期間です。



6. 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
富 士 石 油 販 売 株 式 会 社	100 ^{百万円}	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富 士 臨 海 株 式 会 社	10 ^{百万円}	85.0	海上防災、原油・石油製品の入出荷、産業廃棄物の収集運搬、太陽光発電
ア ラ ビ ア 石 油 株 式 会 社	100 ^{百万円}	100.0	石油開発プロジェクト関連の資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	100 ^{百万円}	100.0	石油・ガス・その他エネルギーの開発・生産・環境対応に関するエンジニアリング、コンサルティング
株 式 会 社 ペ ト ロ プ ロ グ レ ス	100 ^{百万円}	100.0	原油・石油製品の調達、販売等
PETRO PROGRESS PTE LTD [ペトロ・プログレス・ピーティーイー・リミテッド]	34 ^{百万シンガポールドル} 733 ^{千米ドル}	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売

- (注) 1. アラビア石油株式会社は2025年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散（消滅）しました。
2. 前連結会計年度末において連結子会社であった東京石油興業株式会社は、2024年7月1日付で当社が全保有株式を譲渡したことにより、連結子会社から除外しています。
3. () は、当社の間接出資比率です。

7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 78,183,677株
 (3) 株主数 19,075名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
出光興産株式会社	17,035.5	22.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,891.0	8.90
クウェート石油公社	5,811.3	7.50
サウジアラビア王国政府	5,811.3	7.50
日本郵船株式会社	2,750.8	3.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,549.0	3.29
小山 匡	1,400.3	1.80
ENEOSホールディングス株式会社	1,350.0	1.74
木田 裕介	1,050.5	1.35
日本航空株式会社	1,034.6	1.33

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式（788.3千株）を除いて計算しています。
 2. 持株数については、単元未満の株式を切り捨てて表示しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区 分	株式数（株）	交付された者の人数（人）
取締役（社外取締役を除く）	57,300	5
委任型執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）	20,300	2

- (注) 当社の株式報酬の内容については、「Ⅲ 3. 当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等（6）非金銭報酬に関する事項」に記載のとおりです。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
山本 重人	代表取締役社長 社長執行役員	
川畑 尚之	代表取締役 常務執行役員	技術総括・人財育成部担当
岩本 巧	取締役 常務執行役員	袖ヶ浦製油所長
津田 雅之	取締役 常務執行役員	経理部担当
渡邊 厚夫	取締役 執行役員	企画部・安全環境室担当 日本オイルエンジニアリング株式会社取締役
前澤 浩士	取締役 (社外) ＜独立役員＞	
山本 順三	取締役 (社外)	出光興産株式会社常務執行役員製造技術管掌
佐藤 良	取締役 (社外) ＜独立役員＞	
ムハンマド・ シュブルーミー	取締役 (社外) ＜独立役員＞	サウジアラビア王国政府エネルギー省 Senior Legal Advisor サウジアラビア王国政府エネルギー省大臣室 General Supervisor
ハーリド・ サバーハ	取締役 (社外)	クウェート石油公社 Managing Director, International Marketing Sales Ag. CEO, Kuwait Oil Tanker Co. Chairman, KPC Trading Ltd.
坂本 倫子	取締役 (社外) ＜独立役員＞	岩田合同法律事務所執行パートナー弁護士 株式会社FCE監査役 (社外) 株式会社あらた取締役 (社外・監査等委員)
藤澤 知穂	常勤監査役 (社外) ＜独立役員＞	富士石油販売株式会社監査役
富井 聡	監査役 (社外) ＜独立役員＞	DBJ投資アドバイザリー株式会社代表取締役会長 株式会社かんぽ生命保険取締役 (社外)
久保田 浩司	監査役 (社外) ＜独立役員＞	日本郵船株式会社常勤顧問
金井 睦美	監査役 (社外) ＜独立役員＞	金井睦美公認会計士事務所代表 JR東日本プライベートリート投資法人監督役員 (社外) 独立行政法人国際観光振興機構監事 (非常勤)

事業報告

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の就任は以下のとおりです。
- ・2024年6月26日開催の第22回定時株主総会において、山本順三氏は取締役に、久保田浩司氏は監査役に、それぞれ新たに選任され、就任しました。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・取締役坂本倫子氏は、岩田合同法律事務所パートナー弁護士であったところ、2025年1月に同事務所執行パートナー弁護士に就任しました。
 - ・取締役ハーリド・サバーハ氏は、2024年8月にChairman, KPC Trading Ltd.に就任しました。
 - ・監査役藤澤知穂氏は2024年11月に当社子会社である富士石油販売株式会社の監査役に就任しました。
3. 取締役前澤浩士氏、佐藤良氏、ムハンマド・シュブルミー氏及び坂本倫子氏並びに監査役藤澤知穂氏、富井聡氏、久保田浩司氏及び金井睦美氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。当社の独立性判断基準は下記11をご参照ください。
4. 監査役富井聡氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役金井睦美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 出光興産株式会社は、当社株式17,035.5千株（持株比率22.01%）を保有する筆頭株主であり、当社とは原油・石油製品の売買等の取引関係があります。
6. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.50%）を保有する株主です。
7. クウェート石油公社は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.50%）を保有する株主であり、当社とは2022年度までは原油の購入等の取引関係ありましたが、2023年度及び2024年度においては取引を行っていません。
8. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株（持株比率3.55%）を保有する株主であり、当社とは原油タンカー備船等の取引関係があります。
9. 岩田合同法律事務所は、当社と顧問契約を締結しています。
10. 当社とKuwait Oil Tanker Co., KPC Trading Ltd.、株式会社FCE、株式会社あらた、DBJ投資アドバイザリー株式会社、株式会社かんぽ生命保険、金井睦美公認会計士事務所、JR東日本プライベートリート投資法人及び独立行政法人国際観光振興機構との間には、いずれも開示すべき特段の取引関係はありません。
11. 当社の独立性判断基準は以下のとおりです。
- 当社の社外役員本人又は近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）が、現在又は就任前1年間において、次のいずれかの項目に該当する場合、当該社外役員は独立性に欠けると判断されます。
- ① 社外役員本人について
- a) 主要な取引先 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当社又は取引先の連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - b) 会計監査人 当社又は当社グループ企業の会計監査人である監査法人に所属する者
 - c) 弁護士等の専門家 直近に終了した事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該報酬を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - d) 主要な借入先 直近に終了した事業年度末における当社の借入額が、当社又は借入先の連結総資産の2%超の借入先又はその業務執行者
 - e) その他利害関係者 直近に終了した事業年度において、当社から年間1,000万円以上の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資等を受領した者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - f) 大株主 直近に終了した事業年度末において、当社の議決権の10%以上を保有する株主又はその業務執行者
 - g) 相互派遣 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、役員の相互派遣企業の業務執行者
- ② 社外役員の近親者について
- a) 上記①のa)～g) のいずれかに該当する者
 - b) 当社又は当社グループ企業の役職員

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
山本 孝彦	専務執行役員	業務部担当
寺尾 健一	常務執行役員	総務部担当
石塚 俊哉	執行役員	袖ヶ浦製油所副所長 兼 安全環境部長
比佐 大	執行役員	袖ヶ浦製油所生産管理部長
平野 雅洋	執行役員	企画部長
今井 大樹	執行役員	袖ヶ浦製油所製造部長
中山 元宏	執行役員	総務部長
佐藤 尊彰	執行役員	袖ヶ浦製油所技術部長

2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の氏名等

氏 名	退任時の地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日 (退任理由)
力石 晃一	監査役 (社外) <独立役員>	日本郵船株式会社アドバイザー 株式会社村上開明堂取締役 (社外) 澁澤倉庫株式会社取締役 (社外)	2024年6月26日 (辞任)

3. 当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等

(1) 取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）に関する事項

○決定方針の内容の概要

各々の取締役及び委任型執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く、以下同じ）（総称して、以下「取締役等」）が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保することを原則とします。

業務執行取締役及び委任型執行役員（総称して、以下「業務執行取締役等」）の報酬は、当社グループの経営環境や業績を反映したものとし、中長期に亘る企業価値向上を進め、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（業績連動型譲渡制限付株式報酬）で構成します。固定報酬額は、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映し決定します。業績連動報酬額は、毎年度の連結決算において、利益等の業績連動指標に基づき一定の条件を満たした場合、金銭にて支給することとし、業績連動指標の達成度合いに基づく支給率並びに役位別比率により算出される付与比率に基づき決定します。非金銭報酬は、中期事業計画等に基づき定める業績評価指標が一定の条件を満たした場合、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権にて支給します。本普通株式の数は、業績評価指標の達成度合いに基づく支給割合並びに基準となる株価に基づき計算します。

業務執行取締役等の種類別の業績連動報酬の割合については、役位、業績責任の大きさに従って付与比率が上がるものとします。代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申に従い、種類別の割合の範囲内で取締役等の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、業績連動報酬及び非金銭報酬の付与比率が最大の場合、それぞれの支給比率は以下のとおりです。

役位	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
会長・社長執行役員・副社長執行役員	1	0.20	0.10
専務執行役員・常務執行役員	1	0.15	0.10
委任型執行役員	1	0.10	0.10

社外取締役の報酬は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみとし、個別事情を勘案した合理的な水準により決定します。

○決定方針の決定方法

2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認可決されることを条件に、代表取締役社長が作成した原案を指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、2021年5月10日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年6月28日開催の第21回定時株主総会において年額3億9,000万円以内（うち、社外取締役年額6,000万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該決議時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は5名）です。また、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されています。本制度は、上記の金銭報酬枠とは別枠として、業績連動型譲渡制限付株式報酬（当社の普通株式又は金銭債権の総額：年額3,300万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、かつ当社の普通株式の総数：年165,000株以内）を支給するものです。当該決議時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年6月28日開催の第21回定時株主総会において年額6,000万円以内と決議されています。当該決議時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役等の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役等の役割や成果の評価を行うには最も適しているとの判断のもと、代表取締役社長社長執行役員山本重人が、決定方針及び取締役会の委任決議に基づき取締役等の個人別の報酬額の具体的内容（各取締役等の固定報酬の額、各業務執行取締役等の業績連動報酬の額及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式の数）を決定しています。

当該決定が適切にされるよう、代表取締役社長社長執行役員は、指名報酬諮問委員会に対し取締役等の個人別の報酬額の具体的内容の原案を諮問し答申を得たうえで、当該答申に従って決定しています。

当該手続を経て取締役等の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	165	164	—	1	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	0
社外取締役	41	41	—	—	6
社外監査役	46	46	—	—	5

- (注) 1. 上記には2024年6月26日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。
2. 業績連動報酬の内容は、「Ⅲ 3. 当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等 (5) 業績連動報酬に関する事項」に記載のとおりです。なお、金額欄には当事業年度中に費用計上した額を記載しています。
3. 非金銭報酬の内容は、「Ⅲ 3. 当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等 (6) 非金銭報酬に関する事項」に記載のとおりです。なお、金額欄には当事業年度中に費用計上した額を記載しています。

(5) 業績連動報酬に関する事項

業務執行取締役等は当社グループ全体の最終業績に責任を負うとの観点及び株主、社員等ステークホルダーの納得感を考慮し、業績連動報酬額の算定の基礎として、連結決算の親会社株主に帰属する当期純利益（在庫影響含む、以下「連結純利益」）及び連結決算の経常利益（在庫影響除く、以下「連結経常利益」）の二つの業績連動指標を選定しています。

業績連動指標の対象範囲は、連結純利益においては20～100億円、連結経常利益においては10～50億円であり、それぞれの指標に相当する支給率を比較して低い方を採用することとし、当該支給率に、役位、業績責任に基づく役位別比率を乗じたものを、業績連動報酬の付与比率としています。業績連動報酬額は、役位別の固定報酬額に当該付与比率を乗じて計算しています。

なお、当事業年度を含む連結純利益及び連結経常利益の推移は以下のとおりです。

業績連動指標	2021年度 (第20期)	2022年度 (第21期)	2023年度 (第22期)	2024年度 (第23期)
連結純利益（億円）	152	35	155	△57
連結経常利益 （在庫影響除く）（億円）	△27	40	90	48

(6) 非金銭報酬に関する事項

業務執行取締役等の報酬と会社業績との連動性をより明確化することにより、業務執行取締役等に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進める観点等から、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。本制度は、当社の単年事業年度（以下「業績評価期間」）における業績評価指標の達成度合いに応じて、業務執行取締役等に対して、原則として業績評価終了後に、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給するものです。

現在、業績評価指標としては、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEを選定しています。これは第三次中期事業計画における財務目標（但し、連結当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益に読み替える）と整合するものであり、本計画期間（2021～2024年度）中は、原則として当該期間における各業績評価期間に適用します。

業績評価指標達成度	業績評価指標	
	親会社株主に帰属する 当期純利益（構成比率70%）	連結ROE （構成比率30%）
100%	150億円以上	20%以上
80%	131.25億円以上150億円未満	17.5%以上20%未満
60%	112.5億円以上131.25億円未満	15%以上17.5%未満
40%	93.75億円以上112.5億円未満	12.5%以上15%未満
20%	75億円以上93.75億円未満	10%以上12.5%未満
0%	75億円未満	10%未満

なお、当事業年度においては、親会社株主に帰属する当期純損失は57億円、連結ROEは△6.7%となりました。

割り当てる普通株式の数及び支給する金銭債権の額の算定方法は以下のとおりです。

① 割り当てる普通株式の数

基準株式数（※１）×支給割合（※２）

※１ 役位別の固定報酬額（年額）×１０％÷基準株価

なお、基準株価は、業績評価期間開始日（各年４月１日）直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。

※２ 各業績評価指標達成度×各構成比率の合成値により算出する。

② 支給する金銭債権の額

（基準株式数×支給割合）×割当時株価（※）

※業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の直前取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける業務執行取締役等に特に有利な金額とならない範囲において決定する。

業務執行取締役等に対する当社の普通株式の割当て又はその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と業務執行取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としています。本割当契約により割り当てた当社の普通株式（以下「本割当株式」）の割当日又は払込期日から業務執行取締役等が当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」）、本割当株式の譲渡、担保権設定その他の処分を禁止するとともに、業務執行取締役等が任期満了又は死亡その他の正当な理由なく退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得します。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

38－39ページの「Ⅲ 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	主な活動状況
前澤 浩士 (取締役)	取締役会100%	エネルギー産業における経営者として豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営戦略等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。また、任意の諮問委員会である指名報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等に係る事項を審議しました。
山本 順三 (取締役)	取締役会100%	日本を代表するエネルギー企業における豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、製造技術等に関する高度な専門知識に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
佐藤 良 (取締役)	取締役会100%	素材産業における経営者として豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営戦略等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
ムハンマド・シュブルーミー (取締役)	取締役会100%	中東産油国の政府機関における豊富な経験と知識を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、国際的な石油情勢等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

氏名	出席の状況	主な活動状況
ハーリド・サバーハ (取締役)	取締役会100%	中東産油国の国営石油会社における豊富な経験と知識を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、国際的な石油情勢等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
坂本 倫子 (取締役)	取締役会100%	弁護士としての豊富な経験と知見、金融機関及び本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、法務に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
藤澤 知穂 (監査役)	取締役会100% 監査役会100%	会社経営者としての豊富な経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
富井 聡 (監査役)	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における豊富な経験、財務・会計に関する知見及び本邦主要会社における取締役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
久保田 浩司 (監査役)	取締役会100% 監査役会100%	日本を代表する総合海運企業の経営者としての豊富な経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
金井 睦美 (監査役)	取締役会100% 監査役会100%	公認会計士としての豊富な経験と知見を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。

(本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	242,783	流 動 負 債	241,983
現 金 及 び 預 金	14,274	買 掛 金	59,366
受取手形及び売掛金	78,519	短 期 借 入 金	107,877
有 価 証 券	300	1年内返済予定の長期借入金	8,634
棚 卸 資 産	143,664	未 払 金	35,013
未 収 入 金	2,338	未 払 揮 発 油 税	22,922
そ の 他	3,685	未 払 法 人 税 等	37
固 定 資 産	130,197	賞 与 引 当 金	357
有 形 固 定 資 産	92,068	そ の 他	7,774
建 物 及 び 構 築 物	11,899	固 定 負 債	45,056
油 槽	2,209	長 期 借 入 金	19,500
機械装置及び運搬具	23,944	繰 延 税 金 負 債	9,042
土 地	50,673	退職給付に係る負債	1,416
建 設 仮 勘 定	2,649	役員退職慰労引当金	18
そ の 他	692	特 別 修 繕 引 当 金	2,971
無 形 固 定 資 産	675	修 繕 引 当 金	11,455
ソ フ ト ウ エ ア	567	そ の 他	651
そ の 他	108	負 債 合 計	287,040
投資その他の資産	37,453	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	34,778	株 主 資 本	75,203
長 期 貸 付 金	641	資 本 金	24,467
退職給付に係る資産	1,177	資 本 剰 余 金	25,495
そ の 他	1,260	利 益 剰 余 金	26,387
貸 倒 引 当 金	△ 405	自 己 株 式	△ 1,146
資 産 合 計	372,981	その他の包括利益累計額	10,528
		その他有価証券評価差額金	1,172
		土 地 再 評 価 差 額 金	1
		為 替 換 算 調 整 勘 定	8,400
		退職給付に係る調整累計額	953
		非 支 配 株 主 持 分	208
		純 資 産 合 計	85,940
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	372,981

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		840,196
売上原価		840,745
売上総損失		548
販売費及び一般管理費		5,020
営業損失		5,568
営業外収益		4,681
受取利息	274	
受取配当金	113	
為替差益	1,784	
持分法による投資利益	2,038	
タスク賃貸料	199	
その他の費用	270	
営業外費用		3,007
支払タスク賃借料	2,117	
その他の	206	
	682	
経常損失		3,894
特別利益		5
固定資産売却益	5	
特別損失		1,839
固定資産売却損	94	
固定資産除却損	142	
減損損失	0	
子会社株式売却損	1,143	
国税局調査に基づく返納金	458	
税金等調整前当期純損失		5,728
法人税、住民税及び事業税		102
法人税等調整額		△ 75
当期純損失		5,755
非支配株主に帰属する当期純利益		19
親会社株主に帰属する当期純損失		5,774

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	229,286	流 動 負 債	243,490
現 金 及 び 預 金	5,461	買 掛 金	55,587
売 掛 金	74,300	短 期 借 入 金	113,157
商 品 及 び 製 品	47,593	1年内返済予定の長期借入金	8,634
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	96,072	未 払 金	35,019
未 収 入 金	2,350	未 払 揮 発 油 税	22,922
前 払 費 用	1,551	未 払 費 用	113
未 収 還 付 法 人 税 等	1,324	賞 与 引 当 金	357
そ の 他	631	そ の 他	7,697
固 定 資 産	107,007	固 定 負 債	44,332
有 形 固 定 資 産	91,132	長 期 借 入 金	19,500
建 物	4,270	繰 延 税 金 負 債	8,507
油 槽	2,209	退 職 給 付 引 当 金	1,408
構 築 物	7,518	特 別 修 繕 引 当 金	2,971
機 械 装 置	23,723	修 繕 引 当 金	11,455
車 両 運 搬 具	0	資 産 除 去 債 務	80
工 具、器 具 及 び 備 品	353	そ の 他	408
土 地	50,257	負 債 合 計	287,822
リ ー ス 資 産	150	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	2,649	株 主 資 本	45,740
無 形 固 定 資 産	669	資 本 金	24,467
ソ フ ト ウ エ ア	564	資 本 剰 余 金	2,480
そ の 他	105	資 本 準 備 金	2,480
投 資 其 他 の 資 産	15,205	利 益 剰 余 金	20,304
投 資 有 価 証 券	1,339	利 益 準 備 金	347
関 係 会 社 株 式	12,078	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,956
長 期 貸 付 金	641	繰 越 利 益 剰 余 金	19,956
そ の 他	1,550	自 己 株 式	△ 1,512
貸 倒 引 当 金	△ 405	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,731
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	798
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,932
資 産 合 計	336,293	純 資 産 合 計	48,471
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	336,293

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		832,141
売 上 原 価		833,341
売 上 総 損 失		1,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,612
営 業 損 失		5,812
営 業 外 収 益		2,591
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	394	
為 替 差 益	1,782	
タ ン ク 賃 貸 料	199	
そ の 他	193	
営 業 外 費 用		3,015
支 払 利 息	2,154	
タ ン ク 賃 借 料	206	
そ の 他	654	
経 常 損 失		6,236
特 別 利 益		2
固 定 資 産 売 却 益	2	
特 別 損 失		693
国 税 局 調 査 に 基 づ く 返 納 金	458	
固 定 資 産 除 却 損	140	
固 定 資 産 売 却 損	94	
税 引 前 当 期 純 損 失		6,927
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		32
法 人 税 等 調 整 額		△ 105
当 期 純 損 失		6,854

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

富士石油株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米山 英樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇津木 辰男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士石油株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

富士石油株式会社
取締役会 御 中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米 山 英 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇津木 辰 男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士石油株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

富士石油株式会社 監査役会
常勤社外監査役 藤 澤 知 穂 ㊞
社外監査役 富 井 聡 ㊞
社外監査役 久保田 浩 司 ㊞
社外監査役 金 井 睦 美 ㊞

以 上

企業行動憲章（2013年10月1日制定）

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

企業理念

エネルギーの安定供給
安全の確保と地球環境の保全
ステークホルダーとの共存共栄
活力に満ちた働きがいのある職場

■ 安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

■ 安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

■ 社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。

また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

■ 法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

■ 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

■ コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

■ 従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

■ 問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以 上

株主メモ

●事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

●定時株主総会

毎年6月下旬

●期末配当金受領株主確定日

毎年3月31日

●株主名簿管理人

●特別口座 口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

●株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

●郵便物送付先及び電話照会先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル：0120-288-324

●公告方法

電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって
電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
<https://www.foc.co.jp/>

特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座※に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧ください。またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

※口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

株主総会会場

会場

ガーデンシティ品川御殿山1階 会議室101・102

東京都品川区北品川六丁目7番29号

交通のご案内

- JR大崎駅 から 徒歩10分
- JR・京急品川駅 から 徒歩12分※
- JR五反田駅 から 徒歩12分※
※無料シャトルバスあり
- 京急線北品川駅 から 徒歩7分



無料シャトルバスのご案内

JR・京急品川駅とJR五反田駅より「ガーデンシティ品川御殿山」行きバスが運行しております。

午前7時半～9時台は、6～7分間隔で運行しておりますのでご利用ください。

※バス停はございません。

1 品川駅

シャトルバス乗り場
品川駅高輪口より
徒歩1分



2 五反田駅

シャトルバス乗り場
五反田駅東口より
徒歩3分



右記のQRコードを読み取るとバス
乗り場の画像や時刻表をご確認いた
できます。



富士石油株式会社

〒141-0001 東京都品川区北品川六丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山

TEL 03-6277-2891 FAX 03-6277-2919

ホームページアドレス <https://www.foc.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。